

高額な外来診療を受ける皆様へ

平成24年4月1日から「認定証」などを提示すれば、 窓口での支払が一定の金額にとどめられます

これまで、高額な外来診療を受けた際にひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったん全額をお支払いいただいていたのですが、平成24年4月1日から認定証を提示すれば、限度額を超える分を医療機関の窓口で支払う必要はなくなります。

| 高額な外来診療受診者 | 事前の手続き | 病院・薬局などで |
|-------------------------------|--|----------------------------|
| ● 70歳未満の方 ● 70歳以上の非課税世帯等の方 | 加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください | 「認定証」を窓口で提示してください |
| 70歳以上75歳未満で、 非課税世帯等ではない方 | 必要ありません | 「高齢受給者証」を窓口で提示してください |
| 75歳以上で、 非課税世帯等ではない方 | 必要ありません | 「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください |

【事前の手続きに必要なもの】

市国民健康保険加入の方 世帯主名の印鑑（朱肉を使用するもの）および被保険者証

後期高齢者医療加入の方 診療を受ける方の印鑑（朱肉を使用するもの）および被保険者証

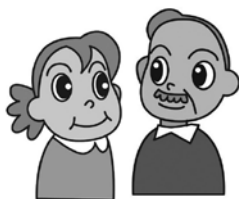
【お問い合わせ先】市健康増進課（市役所1階 TEL 32・2113 / FAX 35・0173）

国民健康保険高齢受給者証の 自己負担割合を据え置きします

70歳から74歳までの市国保に加入されていて医療機関受診の自己負担割合が1割の方については、その自己負担割合が平成24年4月から2割となる予定でしたが、制度改正により、平成25年3月31日までに限り1割のままで据え置かれることとなりました。

該当される方には、3月末日までに新しい高齢受給者証を送付します。

なお、有効期限などに
変更はありません。



【お問い合わせ先】

市健康増進課国保担当（市役所1階⑤番窓口）
TEL 32・2113 / FAX 35・0173

国民年金保険料の 退職による特例免除の お知らせ

特例免除とは、国民年金保険料算定の際に、審査対象者のうち、退職（失業）された方の所得を除外して審査を行い、保険料納付が免除されるものです。

※退職（失業）者以外の審査対象者に一定以上の所得があるとき、免除が認められない場合があります。

◆手続きに必要なもの

- ・年金手帳など基礎年金番号がわかるもの
- ・認め印（本人が署名する場合は不要）
- ・雇用保険受給資格者証または離職票などの写し

【申請先・お問い合わせ先】

市健康増進課年金担当（市役所1階③番窓口）
TEL 32・2113 / FAX 35・0173